



た方は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、平成26年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方は、控除証明書が来年の2月上旬に送付されます。

国民年金だより

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。

年末調整・確定申告まで大切に保管を！

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。（1月1日、12月31日までに納付した国民年金保険料が対象）

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことと証明する書類の添付が必要です。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付され



た方は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、平成26年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方は、控除証明書が来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送付された控除証明書を添付のうえ申告してください。

年末調整・確定申告まで大切に保管を！

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。（1月1日、12月31日までに納付した国民年金保険料が対象）

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことと証明する書類の添付が必要です。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付され

小松島市消費生活センター 講演会の開催

森林所有者の皆様へ

徳島県では、平成26年4月

参加費無料、申込不要です。どなたでも自由に参加できますので、ぜひご来場ください。

【日時】 11月22日(土)

午後1時～3時

【場所】 市総合福祉センター

2階会議室

(横須町11番7号)

【演題】 悪質商法になぜひつかかる？知つておきたい予防策と撃退法

【講師】 大阪大学大学院人間科学研究科 教授 三宮 真智子 先生

この事前届出制度が11月より始まりますので、森林の売買などの予定がある場合は、徳島県のホームページで指定地域をご確認いただき、徳島県林業戦略課までお問い合わせください。

この事前届出制度が11月より始まりますので、森林の売買などの予定がある場合は、徳島県のホームページで指定地域をご確認いただき、徳

島県林業戦略課までお問い合わせください。

この事前届出制度が11月より始まりますので、森林の売買などの予定がある場合は、徳島県のホームページで指定地域をご確認いただき、徳島県林業戦略課までお問い合わせください。

街頭キャンペーン活動

【日程】 11月5日(水)

◆市教育委員会玄関前

【時間】 午後1時30分～

◆ルピア&キヨーライ入口前

【時間】 午後2時～

お問い合わせは、青少年育成小松島市民会議 (☎ 32・1398) まで。

子ども・若者育成支援事業に参加・協力を！